

令和7年1月

令和6年度 第2回

松山市国民健康保険運営協議会

委員配布用資料

目 次

1. 松山市国民健康保険料の見直しについて 1
2. 国民健康保険条例の一部改正について 1 2

1. 松山市国民健康保険料の見直しについて

令和7年度の保険料算定方法（前回運営協議会で説明）

Step1

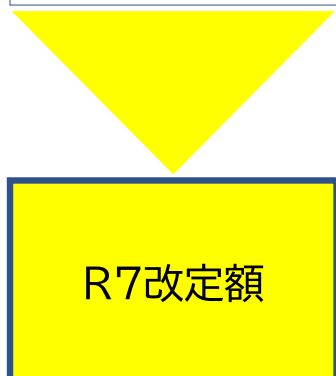
均等割と平等割のR7年度の標準保険料率との差分をR7年度からR11年度までの5年間で均等に割り振る

R7配分額	R8配分額	R9配分額	R10配分額	R11配分額
-------	-------	-------	--------	--------

Step2

R8年度から「子ども・子育て支援金」の保険料賦課が始まることを踏まえ、R8年度の配分額を半分に減額し(下図①)、他の年度に均等に割り振る(下図②)

② R8調整分		① R8調整分	② R8調整分	② R8調整分
R7配分額	① 半分減額	R9配分額	R10配分額	R11配分額
	R8配分額			



Step1と2の結果をR7年度の改定額とする

なお、所得割も標準保険料率との乖離状況を考慮し、保険料率を見直す

令和7年度の県事業費納付金の状況（県の仮算定結果）

（ ）は対前年度増減額

	R6年度	R7年度(仮算定) (R7－R6)	増減要因
医 療 分	9,084,170,765円	8,126,221,325円 (▲957,949,440円)	県全体の納付金算定基礎額(医療分)が32億円減少したため、松山市の納付金も約9億6千万減少
後 期 分	2,886,465,336円	2,669,613,084円 (▲216,852,252円)	県全体の納付金算定基礎額(後期分)が7億6千万円減少したため、松山市の納付金も約2億2千万円減少
介 護 分	927,442,700円	858,604,470円 (▲68,838,230円)	県全体の納付金算定基礎額(介護分)が1億7千万円減少したため、松山市の納付金も約7千万円減少
合 計	12,898,078,801円	11,654,438,879円 (▲1,243,639,922円)	

令和7年度の標準保険料率の状況（県の仮算定結果）

			標準保険料率			松山市の 現行保険料	R7年度(仮算定) 標準保険料率との差
			R6年度	R7年度(仮算定)	増減額		
応益割	均等割	医療分	35,106円	31,032円	▲4,074円	23,520円	7,512円
		後期分	12,601円	11,807円	▲794円	8,040円	3,767円
		介護分	13,020円	12,247円	▲773円	7,320円	4,927円
			60,727円	55,086円	▲5,641円	38,880円	16,206円
	平等割	医療分	23,301円	20,412円	▲2,889円	21,840円	▲1,428円
		後期分	8,364円	7,767円	▲597円	6,960円	807円
		介護分	5,855円	6,016円	+161円	4,680円	1,336円
			37,520円	34,195円	▲3,325円	33,480円	715円
			98,247円	89,281円	▲8,966円	72,360円	16,921円
応能割	所得割	医療分	8.31%	7.22%	▲1.09%	9.40%	▲2.18%
		後期分	3.05%	2.80%	▲0.25%	3.40%	▲0.60%
		介護分	2.56%	2.39%	▲0.17%	2.70%	▲0.31%
			13.92%	12.41%	▲1.51%	15.50%	▲3.09%

令和7年度の松山市国民健康保険料の算定①

Step1

均等割と平等割のR7年度の標準保険料率との差分を
R7からR11までの5年間で均等に割り振る

(差額) $16,921\text{円} \div 5\text{年} = \underline{3,384\text{円}} \text{ ①}$

Step2

R8の配分額を半分に減額し、他の年度に均等に割り振る

(R8割振額) $3,384\text{円} \div 2 \div 4\text{年} = \underline{423\text{円}} \text{ ②}$



R7年度改定額

(①+②) 3,807円

→

3,840円

(120円倍数調整)

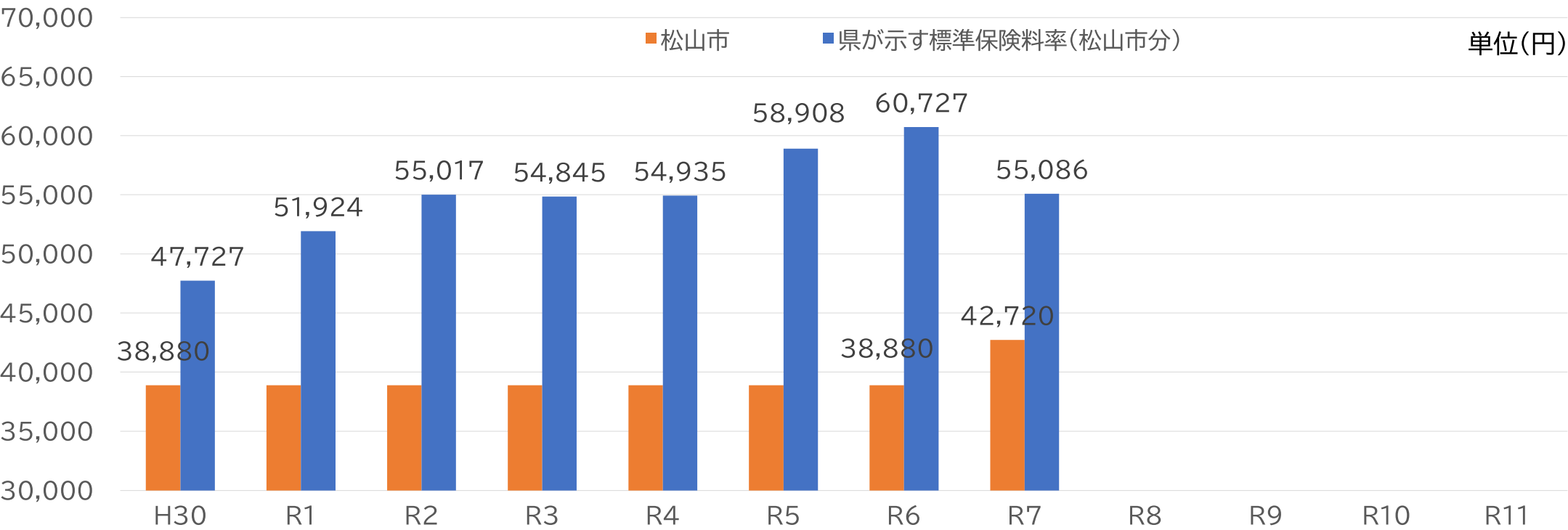
			R7年度(仮算定) 標準保険料率との差
応益割	均等割	医療分	7,512円
		後期分	3,767円
		介護分	4,927円
			16,206円
	平等割	医療分	▲1,428円
		後期分	807円
		介護分	1,336円
			715円
			16,921円
	応能割	所得割	医療分
後期分			▲0.60%
介護分			▲0.31%
		▲3.09%	

令和7年度の松山市国民健康保険料の算定② ◆均等割(人数毎)

		標準保険料率	松山市保険料		
		R7年度 (仮算定結果)	R6年度	今回改定額	R7年度
均等割	医療分	31,032円	23,520円	600円	24,120円
	後期分	11,807円	8,040円	1,080円	9,120円
	介護分	12,247円	7,320円	2,160円	9,480円
	計	55,086円	38,880円	3,840円	42,720円

改定内容

標準保険料率との差額が大きい**均等割を3,840円改定**する。
また、介護分は、標準保険料率と本市保険料との間に約1.7倍もの差が生じているため、バランスを考慮し、**改定額を介護分に傾斜配分**する。

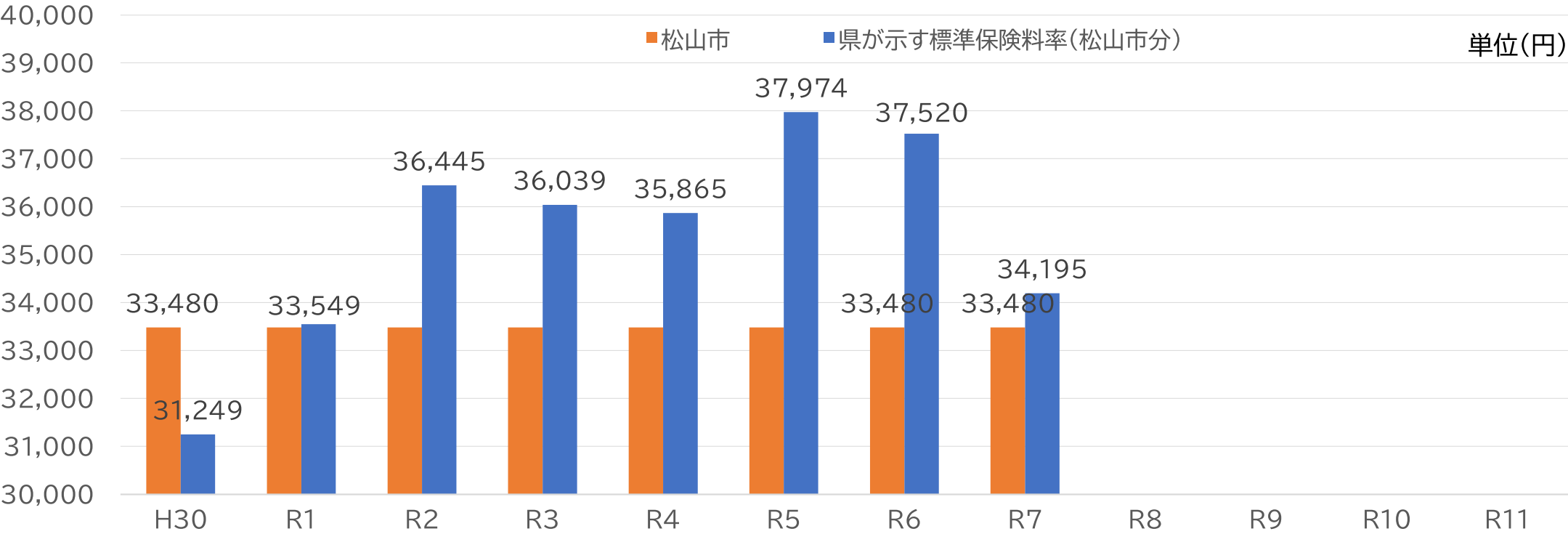


令和7年度の松山市国民健康保険料の算定③ ◆平等割(世帯毎)

		標準保険料率	松山市保険料		
		R7年度 (仮算定結果)	R6年度	今回改定額	R7年度
平等割	医療分	20,412円	21,840円	▲1,800円	20,040円
	後期分	7,767円	6,960円	600円	7,560円
	介護分	6,016円	4,680円	1,200円	5,880円
	計	34,195円	33,480円	0円	33,480円

改定内容

標準保険料率との差が縮小したため、**総額は変更しないが、医療分・後期分・介護分それぞれの配分を見直し、標準保険料率に近づける。**



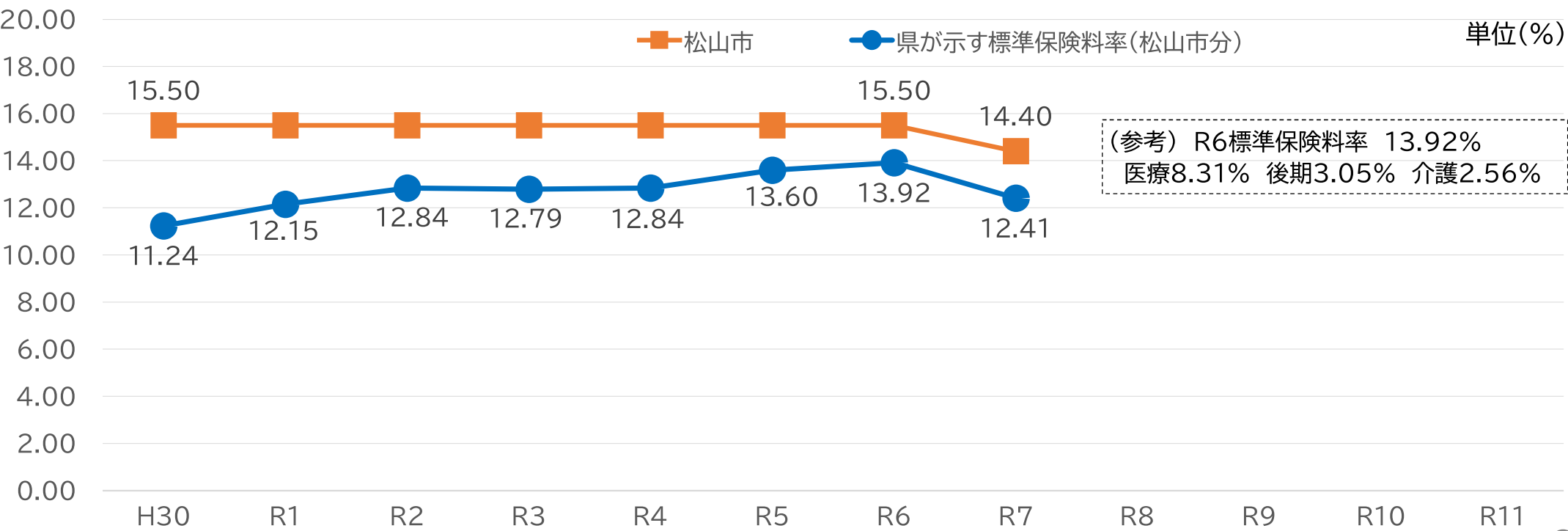
令和7年度の松山市国民健康保険料の算定④ ◆所得割

		標準保険料率	松山市保険料		
		R7年度 (仮算定結果)	R6年度	今回改定額	R7年度
所得割	医療分	7.22%	9.40%	▲0.90%	8.50%
	後期分	2.80%	3.40%	▲0.20%	3.20%
	介護分	2.39%	2.70%	0.00%	2.70%
	計	12.41%	15.50%	▲1.10%	14.40%

改定内容

標準保険料率との乖離状況や賦課総額の調整を踏まえ、**マイナス改定**を行う。

なお、今後の事業費納付金の反動も見込み、**R6の標準保険料率を目安に料率を設定**する。



改定による負担増減額① 3人世帯(大人2+就学児1)の場合

軽減区分		年収	区分	現行	改定後	増減額	
						年額	月額換算
軽減あり	7割軽減	<u>98万円</u>	所得割	0円	0円	0円	0円
			均等割	32,800円	35,610円	2,810円	234円
			平等割	10,040円	10,040円	0円	0円
			合計	42,840円	45,650円	2,810円	234円
	5割軽減	<u>197万円</u>	所得割	134,460円	124,920円	▲9,540円	▲795円
			均等割	54,660円	59,340円	4,680円	390円
			平等割	16,740円	16,740円	0円	0円
			合計	205,860円	201,000円	▲4,860円	▲405円
	2割軽減	<u>300万円</u>	所得割	246,450円	228,950円	▲17,500円	▲1,458円
			均等割	87,460円	94,950円	7,490円	624円
			平等割	26,780円	26,780円	0円	0円
			合計	360,690円	350,680円	▲10,010円	▲834円
	軽減なし	<u>310万円</u>	所得割	257,300円	239,040円	▲18,260円	▲1,521円
			均等割	109,320円	118,680円	9,360円	780円
			平等割	33,480円	33,480円	0円	0円
			合計	400,100円	391,200円	▲8,900円	▲741円

改定による負担増減額② 単身世帯(大人1)の場合

軽減区分		年収	区分	現行	改定後	増減額	
						年額	月額換算
軽減あり	7割軽減	<u>98万円</u>	所得割	0円	0円	0円	0円
			均等割	11,670円	12,820円	1,150円	96円
			平等割	10,040円	10,040円	0円	0円
			合計	21,710円	22,860円	1,150円	96円
	5割軽減	<u>127万円</u>	所得割	44,950円	41,760円	▲3,190円	▲265円
			均等割	19,440円	21,360円	1,920円	160円
			平等割	16,740円	16,740円	0円	0円
			合計	81,130円	79,860円	▲1,270円	▲105円
	2割軽減	<u>152万円</u>	所得割	83,700円	77,740円	▲5,960円	▲496円
			均等割	31,110円	34,180円	3,070円	256円
			平等割	26,780円	26,780円	0円	0円
			合計	141,590円	138,700円	▲2,890円	▲240円
	軽減なし	<u>200万円</u>	所得割	137,950円	128,160円	▲9,790円	▲815円
			均等割	38,880円	42,720円	3,840円	320円
			平等割	33,480円	33,480円	0円	0円
			合計	210,310円	204,360円	▲5,950円	▲495円

今後の流れと令和8年度以降の影響について

●今後の流れ

今後、県から本算定の結果が示されるため、今回説明した計算方法で再度算定を行い、令和7年度の保険料を正式に決定する。

●令和8年度以降の影響について

愛媛県によると、令和7年度は、国の推計方法に基づき算定した医療推計値が大幅に減少したことや、前々年度の精算金(戻り)が大幅に増加したことで、保険料率が大幅に下がる結果となった。

令和8年度以降は、これらの影響が緩和されるため、その反動で、標準保険料率が再び上昇することが懸念される。

また、所得割に関して、賦課総額の調整のため当初想定していた見込み(令和9～10年度)より先行して引き下げするため、令和8年度の所得割は、7年度と同率又は引き上げとなる可能性がある。

2. 国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ(予定)

◆賦課限度額の引き上げ予定額

区分	R6年度	R7年度	引き上げ予定額
医療分	650,000円	660,000円	+10,000円
支援分	240,000円	260,000円	+20,000円
介護分	170,000円	170,000円	据え置き
合計	1,060,000円	1,090,000円	+30,000円

◆松山市の影響見込

約1,500世帯に影響があり、保険料は約2,200万円増収となる見込み

低所得者に対する軽減措置の所得判定基準について(税制改正)

◆軽減措置の所得判定基準

軽減割合	令和6年度		令和7年度
5割	43万円＋ 29.5万円×加入者数＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)	➡	43万円＋ <u>30.5万円</u> ×加入者数＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)
2割	43万円＋ 54.5万円×加入者数＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)		43万円＋ <u>56万円</u> ×加入者数＋ 10万円×(給与所得者等の数－1)

低所得者に配慮して、被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準が引き上げられます。